

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※ 国及び地方公共団体の事業所

法令により独立の機関として、それぞれの場所ごとに設置されている事業所をいう。

※ 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

※ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

※ 事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

2 活動状態別事業所

(1) 存続事業所

甲調査においては、平成28年経済センサス - 活動調査（以下「28年活動調査」という。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス - 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

乙調査においては、平成26年経済センサス - 基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

(2) 新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所及び国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所も含まれる。

(3) 休業事業所

元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。

(4) 廃業事業所

甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれている。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。

3 経営組織

(1) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市町村及び一部事務組合等の事業所をいう。

(2) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

①個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

②法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

③会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

5 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(1) **個人業主**

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) **無給の家族従業者**

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) **有給役員**

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) **常用雇用者**

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) **正社員・正職員**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

(6) **正社員・正職員以外**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

(7) **臨時雇用者**

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) **他への出向・派遣従業者**

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

6 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

7 事業従業者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者」を除き、「他からの出向・派遣従業者」を加えることにより算出している。